

## 大口町指定介護保険事業者等指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条の規定による法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者、法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者及び法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業又は同号ロに規定する第1号通所事業を行う指定事業者（以下「指定介護保険事業者等」という。）に対して行う介護給付又は予防給付（以下「介護給付等」という。）に関する文書の提出及び介護保険サービスの内容、介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求等に関する指導について、基本的事項を定めることにより、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、指定介護保険事業者等の支援を基本とし、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

### (指導方針)

第2条 指導は、指定介護保険事業者等に対し、法令等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項に関して行うものとする。

### (指導方法)

第3条 指定介護保険事業者等に対する指導は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 集団指導 介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求、制度改正の内容及び過去の指導事例等について講習等の方法により行うものとする。
- (2) 実地指導 指定介護保険事業者等からの提出書類の記載内容に基づき、指定介護保険事業者等の事業所において、関係書類を閲覧し、関係者との面談方式により行うものとする。

### (指導対象の選定)

第4条 指導は、すべての指定介護保険事業者等を対象とするが、重点的かつ効率

的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次のとおり対象を選定する。

(1) 集団指導の選定基準

ア 介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。

イ 新たに介護給付等対象サービスを開始した指定介護保険事業者等については、すべてを対象として選定する。

(2) 実地指導の選定基準

ア 第5条の規定による指導実施計画により、指定介護保険事業者等を選定する。

イ 新たに介護給付等対象サービスを開始した指定介護保険事業者等については、すべてを対象として実施する。

ウ 実地指導は、原則として3年に1回実施するものとする。

(指導実施計画の策定)

第5条 町長は、指導の重点項目及び実施方法等を定めた指導実施計画を策定するものとする。

2 町長は、指導実施計画の策定に当たっては、対象となる指定介護保険事業者等の事業の運営に支障がないよう調整を図るものとする。

(指導の事前準備)

第6条 指導の実施に当たっては、対象となる指定介護保険事業者等に対し、前条の規定により作成した指導実施計画に基づき、次に掲げる指導方法ごとに必要な事項を通知するものとする。

(1) 集団指導 日時、場所、出席者、指導内容その他必要な事項

(2) 実地指導 実地指導の根拠規定、目的、日時、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類その他必要な事項

(指導結果の通知等)

第7条 町長は、実地指導の結果について必要な検討を行い、当該指定介護保険事業者等の問題点の解消に必要な指導事項を決定し、当該指定介護保険事業者等に対し、後日書面により速やかに通知するものとする。

2 町長は、当該指定介護保険事業者等から、前項の通知内容について期限を付して指導事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

(指導後の措置等)

第8条 町長は、指導の結果に基づき、大口町指定介護保険事業者等監査要綱（平成25年大口町告示第48号）に定める監査基準に該当すると判断した場合には、後日、監査を行うものとする。

2 町長は、実地指導中に明らかに前項の規定に該当する事項が認められる場合には、指導を中止し、直ちに監査を行うことができる。

(指導の拒否への対応)

第9条 町長は、指定介護保険事業者等が正当な理由なく集団指導を拒否した場合は、実地指導を行うものとする。

2 町長は、指定介護保険事業者等が正当な理由なく実地指導を拒否した場合は、監査を行うものとする。

(その他必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（平成25年3月27日 大口町告示第47号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日 大口町告示第21号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日 大口町告示第42号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。